

補助対象品目

補助の対象となるのは、県内で生産された農林水産物（水産物については県内で水揚げされたもの）のうち市町村が定める品目及びその一次加工品（地域特産物）になります。

※一次加工品とは、市町村が定めた県産農林水産物を当該市町村内で加工し、飲食料品の原料又は材料として販売するものをいいます。

〈補助対象品目例〉

区分	対象区分	個 別 品 目
野菜	青果物	さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、にんじん、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パイヤ、枝豆、その他の野菜
果樹		マンゴー、パパイヤ、中晩柑類（タンカン等）、パッションフルーツ、シークワサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		かんしょ（※1）、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産物 リュウキュウマツ等県産材、特用林産物（きのこ類等）
花き	花き	輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルコギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他の花き類
畜産物	畜産物	牛肉類（※2）、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚等	エビ類（クルマエビ）、スギ、ハタ類（ヤイトハタ）、海ぶどう（クビレズタ）、アーサ（ヒトエグサ）、マグロ類、カジキ類、イカ類（ソデイカ）、カツオ類、その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク（※3）

この県産農林水産物は、主たる品目を例示する物である。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

- 1 米及びサトウキビ
- 2 法令において栽培等の許可が必要であり、一般の販売が禁止されている県産農林水産物
- 3 食品表示法で定める加工品（ただし、第2条第3項で定める「一次加工品」を除く。）
- 4 次に掲げる注意事項（※）は、この限りではない。

※1 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

※2 「牛肉類」については、個体識別番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食用として処理されることが確認できる場合には、肉用牛として取り扱うものとする。

※3 「モズク」については、塩蔵されたモズクを含むものとする。